

## 「ぐんま輝く女性表彰」推薦要領

### (目的)

第1条 この要領は、「ぐんま輝く女性表彰」実施要領第4条の規定により、推薦に関する必要事項を定めることを目的とする。

### (推薦基準)

第2条 推薦の対象は、群馬県に在住し、あるいは主として県内において現在活動を行っている、次のような個人・団体とする。

ただし、同様の功績により国の表彰・知事表彰をすでに受けているものは対象としないものとする。

#### (1) ぐんま輝く女性チャレンジ賞

- ア 政策・方針決定過程に参画し主導的立場を担っていくことにチャレンジしている女性個人・女性団体
- イ 女性の参画が少ない分野に新たに活躍の場を広げるチャレンジをしている女性個人・女性団体
- ウ 出産・育児後の再チャレンジで活躍し、身近なモデルとなる女性個人・女性団体
- エ 女性のチャレンジによる地域貢献活動等が顕著な女性個人・女性団体

#### (2) ぐんま輝く女性支援賞

- (1) に掲げる女性のチャレンジについて積極的な支援を行っている個人・団体

### (表彰の対象となる活動)

第3条 表彰の対象とする者の活動は、以下のとおりとする。

#### (1) ぐんま輝く女性チャレンジ賞

- ア そのチャレンジにより県民が自らチャレンジしたいと思うような身近なモデルであること
- イ 女性の活躍する社会づくりに寄与している好事例として県民に訴えかけるものであること
- ウ そのチャレンジが新たな活動の領域を拓くなど、従来見られなかったような先駆的なものであること
- エ そのチャレンジの結果、成果が上がっていること
- オ 今後も様々な分野において活躍することが期待できること

#### (2) ぐんま輝く女性支援賞

- (1) に掲げる活動について積極的な支援を行っていること

(推薦者)

第4条 推薦者は、公募とする。(自薦は含まない)

(推薦の方法)

第5条 推薦者は、別に定める日までに知事に必要書類を提出することとする。

(提出書類等)

第6条 提出書類は以下のとおりとする。

(1) ぐんま輝く女性表彰推薦書(別紙様式)

(2) 活動状況に関する参考資料

ア 報道記事、団体等の会報やホームページに掲載された記事等(掲載紙名及び発行日又はホームページなどの出所を明記すること)

イ 団体等の会員名簿

附 則

この要領は、平成27年8月13日から施行する。

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

この要領は、平成30年5月29日から施行する。